



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年6月7日(水) 号外(第3号)

■ 目次

告 示

○宅地建物取引業者の規定による公開の聴聞(住宅政策課)

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第169号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)第66条第1項の規定による行政処分について、法第69条第1項及び同条第2項において準用する法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和5年6月7日

群馬県知事 山本 一 太

1 聴聞の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年6月15日(木) 午前9時30分
- (2) 場所 群馬県庁101会議室(10階)

2 聴聞の件名 宅地建物取引業者免許の取消しに係る聴聞

3 不利益処分の内容 宅地建物取引業者免許の取消し

4 根拠規定 法第66条第1項

5 聴聞の対象者

- (1) 商号又は名称 株式会社 e . c u b e d
- (2) 代表者氏名 戸丸 克也
- (3) 事務所所在地 群馬県高崎市上中居町295番地1
- (4) 免許証番号 群馬県知事(1)第7578号
- (5) 免許年月日 平成31年1月10日
- (6) 有効期間 平成31年1月11日から令和6年1月10日まで

6 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 群馬県県土整備部住宅政策課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

7 聴聞の主宰者 群馬県県土整備部住宅政策課補佐 植原 直之